

令和 3 年

亀山市教育委員会第 3 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第3回臨時会会議録

1. 日 時

令和3年3月19日（金）午後0時20分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	武 内 早奈美
生涯学習課副参事（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）施設・保健給食グループリーダー（以下施設GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

1 番委員（ 大 萱 宗 靖 委員 ）

2 番委員（ 吉 岡 洋 子 委員 ）

7. 議事

教育長 議案第10号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を
求める。

教育部長 議案第10号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、公開、非公開についてお諮りをお願いします。

教育長 議案第10号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、各委員に諮る。非公開としてよいか。

（全委員異議なし）

議案第10号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

（関係職員以外退室）

《非公開》

（議案第10号は可決される。）

（退室した職員入室）

8. 協議事項

教育長 協議事項1「令和2年度学校給食の在り方にかかる検討について」説明を求める。

総務課長 （資料に基づき説明）

教育長 当初は「中学校給食の在り方に関する検討」となっていたが、小学校給食も関連することから、「学校給食の在り方について」にタイトルを変更した経緯がある。これに関する文言の整理を行った。

宮村委員 資料26ページで「生徒の食への主体性や家族との絆の点など」と記述があるが、「点」というのはどうなのか。「絆が深まるなどの点」と言ったら分かりやすいが。また、「生徒にとって」と記載があるが、ここで敢えて生徒と言わなければならない理由が

ないなら、削除してもいいのではないか。

教育部長 平成19年の「亀山市中学校給食の実施について」において、家庭でのお弁当に愛情を感じ親子の触れ合いが深まることなどに教育効果が期待できるという表現があり、「絆が深まる等の」という表現に修正させていただきたいと思います。

教育長 この修正でよいか。

各委員 はい。

教育長 「生徒にとっては」という記載についてはどうか。

総務課長 削除させていただきます。

教育長 この修正でよいか。

各委員 はい。

大萱委員 資料20ページで、関学校給食センターの更新時期の想定に関して、亀山市公共施設白書を根拠としているのか。資料14ページでは令和22年度とあるが、どちらが正しいのか。

総務課長 整合が取れていませんので確認し、修正します。

教育長 資料最後ページ別表に何年何月現在というのを入れなくてよいのか。

教育部長 この表については、何年何月現在というシビアな表ではありません。最終議案可決の日付でもよいと判断しています。

大萱委員 資料最後から2番目のページに「学校別学級数・教員数推計」とあるが、給食の食数に関する資料だと判断する。これは、普通学級の数だと思うが、特別支援学級や校長先生等の数は何故入っていないのか。

教育部長 この人数につきましては、年度にとってかなり変動があります。先生等の数については、この変動範囲の範疇と考えています。

教育長 続いて、方向性について説明をお願いします。

総務課長 (資料に基づき説明)

教育長 前回協議会では「その他」という項目があったが、それを本文の中へ溶け込ませた形に修正されている。何かご意見ご質問等あるか。

宮村委員 9回に渡り議論してきた論点をコンパクトにまとめていただいた。今後の方向性や経過の部分については、結果として我々以外の方の目に一番触れる内容の部分と考えられ、我々が議論したこ

とをより分かりやすくしておくべきだ。他の方が見ても戸惑い等が生まれないように、方向性をもう少し丁寧に書くことは必要ではないか。例えば、上から3行目、「亀山中学校・中部中学校への提供を軸とした給食センター方式の・・・その他の学校給食は」とあるが、その他の学校給食は小学校の自校方式と関中学校のセンター方式を指すのだと判断できるが、そのままの記述でいいか疑問が残る。同じく3段落目、「亀山中学校と中部中学校の給食の食数を入れて、将来的な関中学校の提供する食数や予備食数を合わせた」とあるが、この将来的とはどういうことか。結果的にはその下の「2 中長期的な視点から」の中で行っていくという意味と思われるので、本文に「下の2参照」と記述するとか、もう少し丁寧に記述した方がいい。文章の中身的には議論したことを網羅していてよいと思うが。

教育長 「その他の学校給食は」の文頭をもう少し具体的に書けないかについていかがか。

教育部長 「その他の給食」について、「小学校の自校方式及び関学校給食センターによる学校給食」とさせていただきます。

総務課長 具体的に記載させていただきます。

教育長 この修正でいいか。

各委員 はい。

教育長 次に「将来的な提供数」についての意味が詳しい経緯が分からない人にとっては分かりづらいのでは、の点についてはどうか

教育部長 委員ご指摘のとおり、下の記述内容に目を向けさせるという趣旨で、「2 長期的な視点から」に示したように」という文言を追加させていただきます。

教育長 この修正でいいか。

各委員 はい。

若林委員 短期的な視点は5年以内ということだが、中長期的というのはどのくらいの期間を指しているのか。

教育部長 厳密に何年かは示していません。学校の改修時期を念頭に置いており、具体的にどこを改修するかということは決定していませんが、かなり長い期間を想定しています。

若林委員 では、関中学校の提供数を中長期的に給食センターで賄うという件について、現段階の2,000食程度の施設を建設するとい

う中で、今後の改修時期に合わせて、関小学校、加太小学校、関中学校を「2」のように変えていくことも理解できるが、資料のとおりだと給食センターが令和22年に改修となっており、20年後にこれが実現するかどうか分からない。あくまで方向性として挙げる必要がある事は理解できるが、実現するかも分からないことを挙げてしまうことについて懸念する。

教育部長

長い期間であるため、社会情勢等の変化もある可能性があります。あくまで方向性ですので、教育委員会としてその方向を目指し、示したいと考えています。当然、今後様々な要素が入ってくることは念頭に置いていますが、小学校は自校方式、中学校はセンター方式ということをお示ししたいと考えています。

大萱委員

2,000食程度の提供について数字の根拠と内訳は。

教育長

根拠は亀山中学校と中部中学校等の食数で先ほどの資料の表が根拠にあたる。亀山中学校と中部中学校で1,500食、関中で200食となっている。

総務課長

そのとおりです。

大萱委員

全て足すと1,700食であるが、残りの300食は何か。

教育部長

中長期的な給食施設の改修等について、代替の給食施設を想定しています。

教育長

資料15ページが検討経緯の資料となっている。次回には一式として議決していただき、市議会へ一式として報告する予定である。よって、この資料一枚を先に走らせることはない。資料15ページの例については、タイトルは「給食調理施設の更新時期と給食センターへの統合の可能性の整理表」とあるが、亀山西小学校のように校舎の中に調理施設を設置していると、調理施設だけで改修することは難しいと考えている。資料では、校舎の改修時期に合わせる必要があるため○がふられていない。一方、亀山東小学校、昼生小学校や白川小学校は、校舎から独立した形で調理施設があるため、例えば、改修時期は亀山東小学校は2035年、白川小学校は2027年となっている。ここで亀山東小学校が改修となった場合に、すぐさまの給食提供が困難となる。その時に給食センターから給食を提供することができる。亀山西小学校も含めてであるが、井田川小学校以外の調理施設改修時に給食提供

が困難となった場合に給食センターを活用するという意味である。

また、改修の話が主になっているが、例えば、亀山東小学校の給食調理員が新型コロナウイルス感染症に感染したとすると、給食調理施設を消毒しなければならなかったり、また、調理器具が使用できなくなるという局部的な異常の対応として、危機管理に対応するための予備等を想定している

大萱委員 そうであれば、井田川小学校の改修についてもカバーできる余力があった方がいいのではないかと。

教育部長 井田川小学校のみ生徒数が突出しており、ここをカバーしようとするするとそれ相応の施設が必要となります。先ほどの予備数と亀山中学校、中部中学校の食数もある程度余力を持った数で算定をしており、また、改修にあたっては川崎小学校、関学校給食センター等複数の調理施設で対応することを念頭に置いています。これらの施設と合算すれば対応可能と判断しています。

大萱委員 中長期的な視点として、給食センターの建て替えは2040年ということになっているが、その時に関小学校、加太小学校は自校方式へ、関中学校はセンター方式へ変わると考えられる。これが中長期的な対応と判断できると思われる、逆にそれまでは今の方式で対応すると考えられるが、その考え方でいいか。

教育長 一番早い改修は白川小学校と井田川小学校であり、その時に自校方式の給食施設を改修することとすると、改修している間の給食をどこかで賄わないといけないので、ご理解いただきたい。

また、給食センターの建て替えについて、今回の資料は、教育委員会は独立機関として教育委員会としての学校給食の提供に関する考え方を示したものであり、現段階では、市長の考え方や総合計画への反映等はこの内容とはまた別のものであると判断している。また、短期的な視点として記述されている「第2次総合計画 後期基本計画策定時において実施時期を決定して参ります。」は、令和3年度のことで、計画策定前の春～秋頃には、実施時期を決定するという事となる。短期的というのは、定義が5年以内となるが、いつ実施を決めるのかが令和3年度となる。後期基本計画実施時に実施するとは書いていない。

大萱委員 小学校は自校方式、中学校はセンター方式に完全になるのは、関学校給食センター改修時期の2040年ということではないの

か。

教育長 現行の給食施設を含む施設の更新や改修は、延伸することを前提としており、更新時期が来た＝建て替えではない。

大萱委員 了解した。ただ、30年先のことは分からず決定することは非常に難しい。

教育長 30年後の事業を決定するものではなく、現時点での考え方、方向性を示しているものである。今後の社会情勢等の変化があれば、その時の教育委員会にて変更することも可能であると考えている。

話は変わるが、市長が再選し、マニフェストに「きめ細やかな給食の実施」を掲げた。これはまさに小学校における自校方式のことと捉えたと考えられるのではないか。自校方式の強みとして、小学生のうちから給食を目で見、鼻で感じる等、食を身近に感じることができる。また、中学校ではそこまでは行わないが、センター方式の市内統一の給食として、アレルギー対応や食育等を丁寧に行い、きめ細やかな対応を行っていくということが亀山市の給食の特徴であるということではないかと考える。

そのような時に関小学校、加太小学校はどうするのかという議論が関わってくるので、将来的には2校とも自校方式であることを教育委員会として示すことになる。

大萱委員 話が戻るが、現段階において、実際の食数は1,400くらいだと思うが。

教育長 資料27ページの別表1の裏面に中学校の3校で生徒1306名、これに先生や介助員、講師等が加わることとなる。また、今後の生徒数の見込みの増も考慮しないといけない。基本的に食数は最大数を目安に判断している。

大萱委員 教員数はどの程度か。

教育長 資料では、30人学級、35人学級、40人学級を想定して教職員の配置人員を記述している。ただ、この資料は机上の算定であり、教育現場を勘案するとかなり少ない人数である。この人数より非常に多くの教職員が必要となっているのが現状である。

教育部長 この学級数と教職員につきましては、様々な教職員がいるため、かなり変動が大きいと考えています。ただ、教員の人数を算定できる資料はこのとおりであり、あくまで最低ラインの想定人数の

ものとして参考いただきたいと思います。

参事生課長 資料に食数を提示する必要がありますか。

教育長 食数を基にしなければ、事業費の試算ができないと考える。

参事生課長 数字が独り歩きする可能性があるため、資料は「このような概要の施設を考えています」程度に留めることも一つの案としてあると思います。

教育長 一つの考え方として理解した。

教育部長 数字については、変動的な部分があり、ある程度最大数にて算定しないと対応できない部分が生じる可能性があるためご理解いただきたいと思います。また、予備の部分につきまして、井田川小学校のみが給食センターのみでは対応できない部分について、1校のために予備部分を大きくとると費用対効果にも影響が出るためこちらもご理解いただきたいと思います。川崎小学校等も含めて対応を行っていきたいと考えていまして、結果、2,000食は妥当な数字であると判断しています。

教育長 一番最近の改修は井田川小学校の給食施設であり、あくまでも増築に留まっているため、根本的な課題解決には至っていない。また、野登小学校については、カビの付着が見受けられ、対応を考えている。繰り返すが公共施設白書の内容で行くと改修が既に済んでいたりと、改修時期が迫っていたりと考えられるが、あくまでこの白書のとおり施設の改修を行うものではない。

今までの意見として、この2,000食は、資料のとおり示すということでもいいか。

吉岡委員 保護者の目にはいつ届くのか。

教育長 議決を経ると公開されることとなる。

宮村委員 内容は理解できるが、教員数については食数の試算とは離れてしまうので疑問が残る。

教育部長 ご指摘のとおりです。学級数等の推計として見ていただきたいと思います。

宮村委員 教職員が学校にもっと従事しているという資料は他にないのか。
学校課長 あります。教職員の総数の資料があります。

宮村委員 将来推計が難しいのであれば、その資料を利用してはどうか。

教育長 今年度の生徒数と職員数の資料をお願いしたい。

教育部長 はい。

宮村委員 2, 000食の試算はあるのか。
総務課長 今回の資料としては明記されていないがあります。
教育長 後期基本計画策定時に時期を決定しないといけないので、間もなく時期がくる。総合教育会議で教育委員会の考えとして、出来るだけ早く事業化していただきたいという考えを示したい。

宮村委員 1, 500食のみ記述を行い、将来的な関中学校の食数を考慮して合計2, 000食という形ではどうか。
教育長 2, 000食という数字は表さないということか
宮村委員 はい。
教育長 今までの経過経緯から、2, 000食でセンターを建設、794, 000千円、約8億という説明を行っている。また、毎年の運営管理費67, 500千円、一方、現在30%程度の喫食率のデリバリー給食については、42~43, 000千円となっている。参考となるが、資料の13ページにあるとおり、1, 500食とすると、623, 000千円となっている。2, 000食という数字を残すかということだがどうか。

宮村委員 この部分は、事業化された段階でさらに精査が必要となるのではないか。
教育長 事業化されれば、現在の図書館のように整備計画の中で詳細が決定されることとなる。

若林委員 今までの話からすると、必ずしも2, 000食必要とは言いきれないのではないか。

大萱委員 3校の職員数はある程度把握できていると考えられるが。
教育部長 3校の職員数は、喫食数と完全一致するものではありませんが、おおよそ3校で140名程度です。

大萱委員 その数を勘案すると1, 700食くらいか。生徒の増加も将来あることから2割程度の余裕を見て2, 000食ということではないか。

宮村委員 今回の趣旨は、金額の試算というよりかは、中学校への給食導入についてであり、そこまで数字は重要ではないのではないか。
教育長 資料によると、令和5年が生徒数の最大となるが、10年後になると人数は下がってくる。

教育部長 では、「亀中、中部中の1, 500食に加えて将来的な関中学校と予備数を含めた食数が提供可能な施設」という形で、2, 0

00食は記述しないという形でどうでしょうか。

- 各委員 はい。
- 宮村委員 「妥当と考えます」という記述は修正できないか。
- 教育長 「考えられます」でどうか。
- 宮村委員 はい。
- 総務課長 修正します。
-
- 教育長 協議事項2「亀山市図書館サービス実施計画について」説明を
求める。
- 図書館長 (資料に基づき説明)
- 宮村委員 新図書館の開館年度はいつか。
- 参事生課長 令和5年1月の予定です。
- 宮村委員 資料の番号の付け方だが、1、(1)、①、ア、(ア)の順だ
と思われる。4ページになるといきなり①の記述があり、整合が
取れていない感じを受ける。
- 参事生課長 資料2ページの「①開架閲覧機能」の部分との整合により、こ
のとおりになっています。行政文書の原則からは外れる部分もあ
るが、理解いただきたいと思います。
- 宮村委員 資料4ページに「きめ細やかな」と「きめ細かな」の表現があ
るため、統一した方がいいのではないか。
- 参事生課長 修正します。
- 宮村委員 8ページの(2)の「史資料」という言葉はあるのか。
- 教育部長 この部分については、あえて歴史の「史」と資料の「資」を使
用しています。マニアックな表現になるかもしれませんが、「史」
は古文書や記録類を指し、「資」は民俗の資料や発掘された出土
品等を表しており、両方の部分を表現しました。
- 宮村委員 随分、開館までに検討や準備されてきたが、開館までに全部間
に合い実施するというところでいいか。
- 参事生課長 開館に向けて2年を切っています。長いようで短い期間の中で、
組織体制、職員体制についてはこれから決めていくこととなりま
す。
- 若林委員 11ページに「図書資料」、「参考図書」、「資料」、「図書
資料」、「多言語の資料」との文言があるが、「図書」と「図書

資料」とは違うのか。

図書館長 整理しきれていない部分があるかもしれませんが、考え方として「図書資料」は1冊の本、その他の「資料」はDVDや地域資料、ワンペーパー等様々な形態を指します。また、参考資料と言いますと、辞典類を指すこともあります。明確な定義があるわけではありません。

若林委員 正確に記述をお願いしたいのと、(7)「人権、多文化共生等への学習機会の創出」の部分で「多言語の資料」とあるが、外国籍の子どもについては行き場がなかなかないということで、このコーナーで様々なことが出来るようになることを望む。

大萱委員 資料8ページで、前回の資料では亀山市の観光案内の取組内容が記述されていたと認識しているが、この部分が削除されている経緯はどのようなものか。

図書館長 前回お示しした部分については様々な項目が並びすぎていると判断しており、何を目指していくのか不明瞭だったと感じています。よって、内容を少し全体的に絞らせていただきました。ご指摘の内容につきましては文言としては出てきませんが、この文言の中に含めた形で修正しており、委員ご指摘の内容につきましても大切であると認識しています。

大萱委員 特に指摘があったわけではないのか。

図書館長 全体的な分かりにくさを修正したものです。

参事生課長 この「地域情報・文化発信機能」については、現在設計業務を進めているところですが、ここの部分を全面的に表記すべきではないかという推進委員からの意見をもとに、一番初めの亀山市の文化の発信ということで、郷土資料コーナーの展示プランに合わせた形で表現を修正しました。

大萱委員 観光パンフレット等も考えているのか。

参事生課長 はい。

教育長 資料4ページの一番下に「取組年度」の中で、「継続」が使用されているが、拡充、実施とくれば継続になるため、「継続」の言葉は必要ないのではないか。

参事生課長 修正します。

教育長 以下も同様に修正を求める。

参事生課長 修正します。

- 教育長 宮村委員の指摘の2ページについても①を(1)とするとスムーズに整合されるのではないか。
- 参事生課長 調整させてください。
- 大萱委員 商業施設について、2階には出入口を作らないと聞いているが、どのように活用されるのか。
- 参事生課長 活用等につきましては、まだ決定していないと伺っています。

9. 閉会

午後3時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員